



3本の矢は折れない

—大阪・熊本・東京判決での勝訴判決—



いのちのとりで裁判全国アクション事務局長
小久保 哲郎

勝訴判決は裁判官が考え抜いている

これまで勝訴判決は大阪地裁だけだった。しかし、2022年5月に熊本地裁、6月に東京地裁で続けざまに勝訴判決が出て、勝訴判決は3つになった。3つの判決を読むと、いずれも裁判官が自分の頭をフル回転させて真摯に考え抜いていることが伝わってくる。だから、それぞれに個性や独自性がある。

勝訴判決から読み取れること

大づかみに言うと、大阪地裁は、「デフレ調整」の誰がどう見てもおかしい点に狙いを定めて職人的に切り込み、「その余の点について判断するまでもなく」、「統計等の客観的数値等との合理的関連性」を欠くと判断した。熊本地裁と東京地裁は、大阪地裁より踏み込んで、「デフレ調整」が専門家の意見を全く聞かずにされた点を重視し、「専門的知見との整合性」を欠くと判断した。加えて、熊本地裁は、生活保護基準部会が出した数値を勝手に2分の1にした点も「専門的知見との

整合性」を欠くとした。さらに、東京地裁は、行政訴訟専門部らしく、先例である老齢加算訴訟最高裁判決を読み解き、厚生労働大臣の裁量権統制のあり方を具体的に示した。3つの判決が出そろったことで、原告側の主張がほぼ全て認められたことになる。

仙台判決は「コピペ判決」を踏襲

3連続勝訴判決が期待されたが、7月の仙台地裁判決は敗訴だった。これで3勝9敗となったが何も落ち込むことはない。さすがに「NHK受診料」の「誤字までコピペ」はなかったものの、仙台地裁判決には何の新規性もない。「何をどのように考慮するのも全て裁量」と厚労大臣に極めて広範な裁量を認める一方、「デフレで生活保護世帯の実質的可処分所得が本当に4.78%も増えたのか」という肝心な点の判断を逃がっている点で、これまでの「コピペ判決」を踏襲するものに過ぎない。

「矢の束」をつくらうではないか

1本の矢は折れやすくても、3本の矢は折れない。3つの個性的な勝訴判決は、折れない3本の矢だ。潮目は変わった。さらに1本ずつ矢の数を増やして、絶対に折れない「矢の束」をつくらうではないか。



控訴審に向けて、気持ち新たに！

京都訴訟原告 森 絹子

喜びとともに法廷に立つ

「私は今日、喜びとともにこの場所にいます。その訳は後でお話しします。」

2022年7月25日、大阪高等裁判所での控訴審第1回期日で原告意見陳述を担当することになった私は、まずこの言葉を口にしました。壇上の裁判官、ともに闘ってきた原告、法廷に集まってくださった仲間たちに何よりも伝えたかった言葉でした。これから先、裁判の結果がどうなっていくのかはもちろん気になりますが、何よりとにかく、希望を伝えたいという思いでいっぱいでした。

とても緊張していましたが、陳述をするうち、どんどん集中していくのも感じていました。京都と違って大阪の裁判所は証言台と裁判官席の距離が近いと感じる余裕もありましたし、裁判官もしっかり聞いてくれているという手応えもありました。とても充実した時間でした。控訴審期日後の報告集会にも、たくさんの方が集まってくれました。

これは私一人の問題ではない

京都の裁判は7年目ですが、私自身はいろんな運動、さまざまな活動をしておられるたくさんの方との出会いから、原告になる勇気をもらいました。暖かな雰囲気集まりと人と人との繋がりの中に参加するうち、原告になる決心が固まっていったのだと思います。

これは私一人の問題ではない、全国各地で多くの方が国を相手に闘っておられる、「ふつうに生き、当たり前の生活ができる」ことを要求するのは当然の権利なんだという確信が芽生えるうち、私は原告になって本当によかったと思うことができました。

これから先も、皆で勝利をめざして行こうと決意を新たにしました。



森絹子さんの意見陳述書（要約）

多くの方が何気なくしていることが全くできません。食べるため・命をつなぐためにお金を使ったら、もう手元には残りません。健康を考えるだけで精一杯で、文化的な生活というのはありません。

京都の判決をみて、この生活をしたことがない人には分かってもらえない・分かろうともしてもらえないのかなと思いました。

前大阪高裁長官で、最高裁判所判事になられた尾島明さんの、「国民の信頼を得られる仕事がしたい」との抱負が紹介された新聞記事を読んで、私は胸が熱くなりました。切り抜いて大事に保管しています。

私や原告の方々の生活を、実感として理解できなくても、せめて私の話を聞いてほしいのです。今までは届かなかった私の生活、想いを知っていただくことができる、今この場所がその場所だと信じてきました。

そして、東京での勝訴に希望以上のものを感じました。

世の中捨てたもんじゃない、その思いで、今日喜びいっぱいここにいます。

私はこれまでの私の人生と、今の私に誇りを持っています。私のありのままの人生、生活、想いを裁判官に見ていただきたいです。



10月19日(水)午前11時30分 横浜地裁にて判決

熊本・東京勝訴判決に、神奈川も続くぞ！

神奈川県生活と健康を守る会連合会 事務局長 峯松益幹



「神奈川生存権裁判」は2014年11月30日に「神奈川生存権裁判を支援する会」を立ち上げ支援体制の準備を行ってきました。

そして、2015年9月24日に47人の原告が立ち上がり提訴しました。

3つの特長

神奈川の闘いの特長は、①原告ご自身の頑張り。自分ごととして捉えてご自分の言葉で語られることの力強さ。証言台に上がった原告の数がそれを物語っています。

②「25条共闘」と呼んでいる県内の労働団体・民主団体との共同の力です。神奈川労連、年金者組合県本部、神奈川自治労連、県社保協らのご尽力。それらの団体を繋ぐ素晴らしい弁護士の先生方。このチームワークを挙げることが出来ます。

③原告を具体的に支えてきた支援者・支援団体の力。支援する会に入ってください協力要請の団体・組織オルグ。「公正な判決を求める請願署名」。地裁前や人通りの多い場所での音出し宣伝など、県生健会に結集する皆さんを先頭に勇敢に進めてきました。

地裁宛署名は目標1万筆

いよいよ10月19日が横浜地裁判決ですが、請願署名は全国からのご支援も含め目標の1万筆に近づく勢いで進んでいます。

7年間の闘いの中で原告9人がお亡くなりになり、7名の方が施設入所・入院されています。

その想いをしっかり引き継いで、「原告から裁判長への手紙」といった取り組み、地裁職員向けチラシ・宣伝で、勝訴へのラストスパートをかけてまいります。



こんな活動やってます！～各地の活動紹介～

裁判ごとに「声明、読んだよ」

「頑張ってるね」の声

(いのちのとりで裁判愛媛アクション会長 鈴木静)

愛媛では、各地の判決が出るたびに声明を公表しています。名古屋地裁判決からですので、これまで11回にわたり公表してきました。これまで原告が勝訴した判決が出た場合、翌日の地元紙に声明が紹介されています。



これまでの声明公表の経験から、ポイントをお伝えします。

(1) 判決の1週間前に、記者クラブに予告を出します。

(2) 支援する会で、声明文案を用意します。勝訴した場合と敗訴した場合、国家賠償請求をしている場合には一部勝訴版を用意します。地元マスメディアは、地元の原告の様子を知りたいと思っています。原告の生活実態を必ず書くようにします。あわせて私たちの次回期日も書くようにしています。

(3) 判決当日は、いのとりML等で判決を確認して、17時までに記者クラブにFAXします。

(4) 関心を持った新聞社等が、問い合わせ先に連絡をしてきます。問い合わせが来た時には、新聞掲載やテレビ等で取り上げられる時です。丁寧に対応します。

(5) 当会のFacebookにも掲載し、いのとりMLにも伝えます。

声明公表は、「新聞で読んだよ」と声をかけられることも珍しくありません。多くの方に私たちの活動を知ってもらう機会です。また、声明を契機に取材に来る記者もいます。各地の支援する会で継続的に声明を出し、全国の皆さんに関心を持ってもらいましょう！

裁判所までアピール行進

(静岡県生存権裁判を支援する会事務局長 水谷陽一)

6月2日、静岡県いのちのとりで裁判支援する会は、繁華街の真ん中、静岡市青葉通り広場において、裁判勝利の集会と、裁判所までアピール行進をして市民と世論に訴えました。

前日には原告を出している県生健会の三役で13団体を回って、集会とアピール行進への参加を要請しました。当日は呼びかけた団体の代表の方が多く参加してくれました。

県生健会では大型バスをチャーターして県西部から参加者を乗せて集会に合流しました。この集会行進はこの裁判が始まって初めてのことです。80名あまりの方々が裁判所まで大きな声で「裁判の勝利と公正な判決を」と叫びました。

6月23日には原告の証人尋問が行われ、この日もマイクロバスを一杯にして傍聴し意気込み高く活動しています。



<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉〇ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

〇他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。